

23消安第2054号

平成23年7月5日

食品安全委員会

委員長 小泉 直子 殿

農林水産大臣 鹿野 道彦



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第14号、食品安全委員会令（平成15年政令第273号）第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成15年内閣府令第66号）第3号の規定に基づき、下記事項に係る貴委員会の意見を求めます。

記

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第1の1の（1）のシただし書の規定に基づき、飼料としての安全性が確認されていない遺伝子組換え農作物であって飼料の用に供することが目的とされていないものの全部又は一部を含む飼料について、我が国において当該農作物の食品としての安全性が確認されているものは組換えDNA技術によって得られた生物を含む飼料の安全性の確保に支障がないものとして基準を定めること（別紙）



組換えDNA技術によって得られた生物を含む飼料について安全性の確保に支障がないものとして農林水産大臣が定める基準について

1 組換えDNA技術によって得られた生物を含む飼料（以下「GM飼料」という。）としての安全性確認の制度

(1) 制度の概要

GM飼料の安全性の確認については、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）に基づき、GM飼料を摂取する家畜の健康影響について農業資材審議会の意見を聴くとともに、食品安全基本法（平成15年法律第48号）に基づき、GM飼料を給餌された家畜に由来する畜産物を摂取する人の健康影響について食品安全委員会の意見を聴いた上で、農林水産大臣が行うこととされている。

ただし、飼料としての安全性の確保に支障がないことが明らかであるとして農林水産大臣が定める基準に適合するGM飼料については、この限りではないとされている。

(2) 組換えDNA技術によって得られた農作物の安全性評価手法

GM飼料を摂取する家畜の健康影響及びこれらの家畜に由来する畜産物を摂取する人の健康影響については、一般的に、既存の非GM飼料を比較対照として、その安全性を評価している。

なお、厚生労働省が食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき行っている食品として摂取する人の健康影響についても、同様の手法により、その安全性を評価している。

2 農林水産大臣が新たに定める基準（案）の趣旨

農林水産省では、専ら食品に利用される組換えDNA技術によって得られた農作物（以下「食品専用GM農作物」という。）については、我が国において食品としての安全性が確認されていることを要件に、飼料としての安全性の確保に支障がないものとする基準の策定を検討している。

基準設定の背景については以下のとおり。

○ 食品専用GM農作物は、飼料として流通、利用等されないことから、GM飼料としての安全性の確認を行う必要はない。しかし、最近の食品リサイクルの進展から、食品残渣等が飼料に再利用される場合があるため、食品専用GM農作物が食品残渣等に混入した結果、家畜が摂取する可能性を否定できない。

○ GM飼料を給餌された家畜に由来する畜産物を摂取する人の健康影響の評価については、食品安全委員会の作成した「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」（平成16年5月6日食品安全委員会決定）では、遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価を行うに当たっては、

- ① 当該遺伝子組換え飼料若しくは飼料添加物中に組換え体由来の新たな有害物質が生成され、これが肉、乳、卵等の畜産物中に移行する可能性
 - ② 当該遺伝子組換え飼料若しくは飼料添加物中に遺伝子組換えに由来する成分が畜産物中で有害物質に変換・蓄積される可能性
 - ③ 当該遺伝子組換え飼料若しくは飼料添加物中に遺伝子組換えに起因する成分が家畜の代謝系に作用し、新たな有害物質を産生する可能性
- がないと考えられる場合は、食品健康影響評価は必要ないが、
- (a) 一般的に、挿入された遺伝子若しくは当該遺伝子によって産生されるタンパク質が、肉、乳、卵等の畜産物中に移行することは報告されておらず、また、害虫抵抗性、除草剤耐性、ウイルス抵抗性などの形質が付与されるものについては①のみならず、②、③の可能性も考えにくいことから、通常安全性上の新たな問題は生じないと考えられる。
 - (b) 食品としての安全性評価が終了した遺伝子組換え食品については、当該遺伝子が作るタンパク質等の安全性が既に評価されていることから、その成分が家畜において有害物質に変換・蓄積されること等を疑う合理的理由がない限り、これを摂取した家畜由来の畜産物に安全上の問題はないと考えられることを考慮した上で、個別に安全性評価の必要性についての判断を行うものとされている。

○ これらの考え方により、食品専用GM農作物については、食品の安全性が確認されていれば、これが食品残渣等に混入したとしても畜産物を摂取した人の健康影響に支障を及ぼすとは考えにくい。

○ このため、食品専用GM農作物については、我が国において食品としての安全性が確認されていることを要件として、飼料としての安全性の確保に支障がないものとして基準を定める。

3 基準の内容

(1) 基準の対象となる農作物

飼料としての安全性が確認されていない農作物であって、飼料の用に供することが目的とされていないものの全部又は一部を含む飼料。

(2) 基準

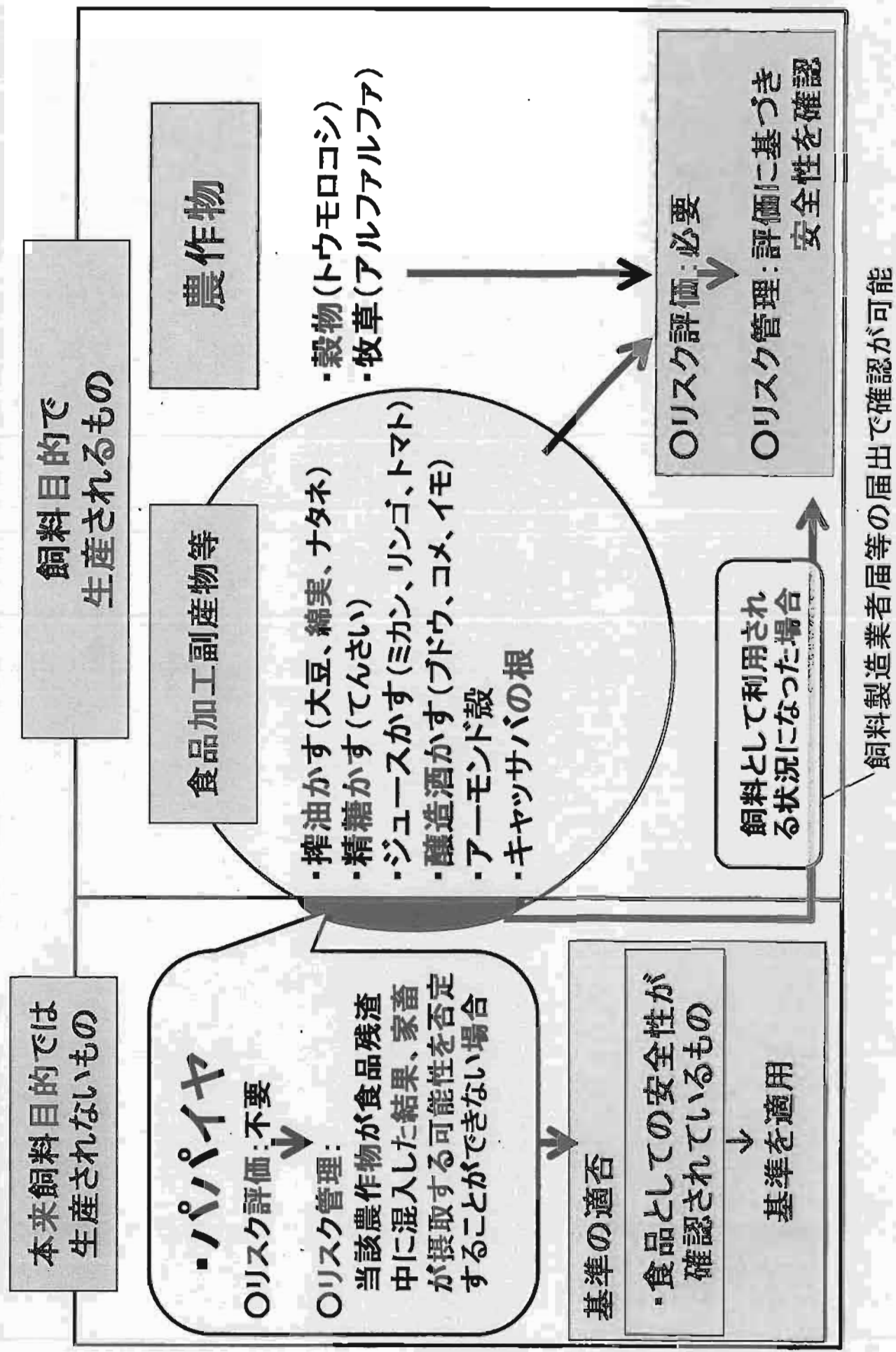
我が国において(1)の農作物の食品としての安全性が確認されていること。

4 今後の方向

本基準は、食品安全委員会及び農業資材審議会における答申が得られた後、施行する。

なお、現時点で「基準の対象となる農作物」と想定されるのは、パパイヤリングスポットウイルス抵抗性パパイヤ 55-1 系統（以下「パパイヤ 55-1」とする。）のみである。パパイヤ 55-1 については、本基準の施行とともに、基準を適用する。

GM基準の適用範囲



食品健康影響評価の審議状況

(平成23年7月6日現在)

区分	要請件数	うち 23年度分	自ら評価	合計	評価終了	うち 23年度分	意見 募集中	審議中
添加物	126	10	0	126	106	3	0	20
農薬	685	29	0	685	372	21	7	306
うちポジティブリスト関係	277	10	0	277	132	3	1	144
うち清涼飲料水	93	0	0	93	25	1	0	68
うち飼料中の残留農薬基準	18	2	0	18	2	0	0	16
動物用医薬品	299	5	0	299	268	4	0	31
うちポジティブリスト関係	72	1	0	72	46	1	0	26
化学物質・汚染物質	57	0	2	59	39	0	0	20
うち清涼飲料水	48	0	0	48	30	0	0	18
器具・容器包装	13	0	0	13	4	0	0	9
微生物・ウイルス	4	0	1	5	5	0	0	0
プリオン	12	1	2	14	20	1	0	2
かび毒・自然毒等	6	0	2	8	6	0	0	3
遺伝子組換え食品等	139	7	0	139	114	4	1	24
新開発食品	71	1	1	72	66	3	0	6
肥料・飼料等	137	3	0	137	42	4	0	95
うちポジティブリスト関係	80	0	0	80	13	1	0	67
担当専門調査会未定 ^(注6)	0	0	2	2	0	0	0	2
肥飼料・微生物合同	1	0	0	1	1	0	0	0
高濃度にジアシルグリセロールを含む食品に関するワーキンググループ	1	0	0	1	0	0	0	1
食品による窒息事故に関するワーキンググループ	1	0	0	1	1	0	0	0
放射性物質の食品健康影響に関するワーキンググループ	1	0	0	1	0	0	0	1
合計	1,553	56	10	1,563	1,044	40	8	518

- (注) 1 審議中欄には、審議継続の案件のほか、今後検討を開始するものを含む。
- 2 リスク管理機関から、評価要請後に取り下げ申請があった場合には、その分を要請件数から減じている。
- 3 意見募集中欄には、意見情報の募集を締め切った後に検討中のものも含む。
- 4 自ら評価案件「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価」について、評価終了欄には評価対象国1カ国を1件として記入している(平成22年2月25日付で8カ国分終了)。
- 5 自ら評価案件「デオキシニバレノール及びニバレノール」について、評価終了欄には「デオキシニバレノール」、「ニバレノール」をそれぞれ1件として計上し、2件として記入している。
- 6 平成22年3月18日及び平成23年3月31日にそれぞれ自ら評価案件として決定された「アルミニウム」及び「加熱時に生じるアクリルアミド」2件分は、まず情報収集から始めることとされたため現在、担当専門調査会が未定となっている。
- 7 飼料中の残留農薬基準欄については、ポジティブリスト制度の導入に際して、飼料中の残留基準が設定された農薬についての食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件数である。
- 8 「放射性物質について指標値を定めること」に関して緊急時の対応として食品安全委員会に専門委員及び専門参考人を加えて検討結果を取りまとめ、放射性物質の食品健康影響に関するワーキンググループにおいて継続して食品健康影響評価を行う。

委員会の意見の聴取に関する案件の審議状況

(平成23年7月6日現在)

I 専門調査会において検討中、または今後検討を開始するもの

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象
15/ 7/ 3	厚	清涼飲料水の規格基準を改正すること(汚染物質32物質及び農薬68物質)
15/12/ 8	農	飼料添加物として指定された抗菌性物質、動物用医薬品のうち、飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められる抗菌性物質により選択される薬剤耐性菌 ※
16/ 7/ 2	農	蒸製骨粉の製造過程で生ずるにかわかすを肥料として利用すること ※
16/10/29	農	動物用医薬品 ・エンロフロキサシンを有効成分とする製造用原体(バイトリル原体)、鶏の飲水添加剤(バイトリル 10%液)、牛の強制経口投与剤(バイトリル 2.5%HV液)並びに牛及び豚の注射剤(バイトリル2.5%注射液、同5%注射液、同10%注射液)、・オフロキサシンを有効成分とする鶏の飲水添加剤(オキササルジン液)、・ アンピシリンナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(注射用ピクシリン)、チアンフェニコールを有効成分とする牛及び豚の注射剤(ネオマイゾン注射液及びバシット注射液)〈耐性菌関連〉
16/12/16	-	微生物・ウイルス 微生物の定量的リスク評価ガイドラインの策定及び優先順位を付けて個々の微生物リスク評価を求めること(牛肉を主とする食肉中の腸管出血性大腸菌、鶏卵中のサルモネラ・エンテリティディス、カキを主とする二枚貝中のノロウイルス) ◎ 3
17/2/14	厚	農薬 ジコホール
17/3/28	厚	添加物 リン酸一水素マグネシウム
17/4/11	厚 農	動物用医薬品 オルビフロキサシンを有効成分とする豚の飲水添加剤
17/6/21	厚	添加物 ポリビニルピロリドン
17/8/5	厚 農	動物用医薬品 スルファメトキサゾール及びトリメトプリムを有効成分とする豚の飲水添加剤(動物用シノラル液)、セファピリンベンザチンを有効成分とする製剤原料(セファピリンベンザチン「コーキン」)、牛の乳房注入剤(KPドアイー5G)及びセファピリンナトリウムを有効成分とする牛の乳房注入剤(KPラックー5G)
17/8/15	厚	添加物 アルミノケイ酸ナトリウム、ケイ酸カルシウムアルミニウム
17/9/13	厚	動物用医薬品 アンピシリンナトリウム、スルファメトキサゾール、トリメトプリム、セファピリンベンザチン、セファピリンナトリウム
17/9/20	厚	高濃度にジアシルグリセロールを含む食品の安全性について ※

注:※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象
18/4/24	農	動薬 ノルフロキサシンを有効成分とする鶏の経口投与剤(インフェック10%液)及び豚の経口投与剤(インフェック2%散)
18/5/9	厚	農薬 ホルペット
18/5/22	厚	添加物 サッカリンカルシウム
18/7/18	厚	農薬 (ジコホール、ホルペット) ☆
18/7/18	厚	動物用医薬品 (アンピシリン、オルビフロキサシン、スルファメトキサゾール、セファピリン、トリメプリーム) ☆
18/9/4	厚	農薬 フルアジナム☆
18/9/4	厚	動物用医薬品／飼料添加物 タイロシン☆
18/10/16	厚	動物用医薬品 ノルフロキサシン☆
18/11/6	厚 農	動薬 リン酸タイロシンを有効成分とする豚の経口投与剤(動物用タイロシンプレミックス「A」2%、同10%、同20%)
18/12/19	厚	農薬 フリラゾール☆
18/12/19	厚	動物用医薬品 キシラジン☆、アモキシシリン☆、ドキシサイクリン☆、リンコマイシン☆
19/1/15	厚	農薬 イマゼタピルアンモニウム塩☆、シクロエート☆、ピノキサデン☆
19/1/15	厚	動物用医薬品 クマホス☆、酢酸メレンゲステロール☆、メチルプレドニゾロン☆
19/2/6	厚	添加物 乳酸カリウム
19/2/6	厚	農薬 スピロキサミン☆
19/2/6	厚	動物用医薬品 アレスリン☆、エリスロマイシン☆、クロルマジノン☆、スルフイソゾール☆
19/ 3/ 6	厚	農薬 プロパルギット<一部☆>、アラクロール☆、エトフメセート☆、トリチコナゾール☆、ハロスルフロンメチル☆、フルアジナム
19/3/6	厚	飼料添加物(抗菌性物質) ナラシン☆、モネンシン☆ 2
19/3/6	厚	動物用医薬品 イソオイゲノール☆、イソシンコメロン酸二プロピル☆、ジシクラニル☆
19/3/22	厚	動物用医薬品 スルファチアゾール☆、スルファジメトキシ☆、スルファモノメトキシ☆ 3

注:※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
19/4/10	厚	農薬/動物用医薬品 アバメクチン☆	2
19/5/17	-	我が国に輸入される牛肉等に関する食品健康影響評価◎	
19/5/22	厚	動物用医薬品 フェノキシメチルペニシリン☆、ベダプロフェン☆	2
19/6/5	厚	農薬 イマザメタベンズメチルエステル☆、フルメツラム☆、メソスルフロンメチル☆、スルフエントラゾン☆	4
19/6/26	厚	農薬 キャプタン☆	1
19/8/2	厚	添加物 プロテイングルタミナーゼ、5-メチルテトラヒドロ葉酸カルシウム	2
19/8/6	厚	農薬 エトベンザニド、フルシラゾール<一部☆>	3
19/8/21	厚	農薬 アルジカルブ☆、アルドキシカルブ☆、ブプロフェジン<一部☆>	4
19/8/28	厚	動薬 ジクロキサシリン☆	1
19/10/2	厚	農薬 ジクロメジン<一部☆>	2
19/10/12	厚	農薬 モリネート<一部☆>、ブタクロール	3
19/10/30	厚	農薬 シヘキサチン、ジメタメトリン<一部☆>、アゾシクロチン及びシヘキサチン☆	4
19/11/27	厚	農薬 ピロキロン<一部☆>	2
19/12/18	厚	農薬 アセトクロール☆、フルフェナセツ☆、クロピラリド☆、イソキサジフェンエチル☆	4
20/2/5	厚	農薬 フェントラザミド	1
20/3/3	厚	農薬 1, 3-ジクロロプロペン<一部☆>	2
20/3/11	厚	農薬 アミノエトキシビニルグリシン☆、酸化プロピレン☆、トリブホス☆、ヒドラメチルノン☆、フェンチン☆、Sec-ブチルアミン☆、ブロディファコウム☆	7
20/3/25	厚	農薬 イプロバリカルブ☆、スルホスルフロン☆、ピリデート☆、フッ化スルフリル☆	4

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。

◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会ですら評価を行うことを決定した日である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
20/4/1	厚	農薬 アラクロール	1
20/4/17	-	食品及び器具・容器包装中の鉛に関する食品健康影響評価の実施について◎	
20/6/2	厚・農	動薬 トビシリンを有効成分とするすずき目魚類の飼料添加剤(水産用フジペニン 40、水産用フジペニン 20、水産用フジペニン P)、トビシリン	2
20/6/17	厚	農薬 フルミオキサジン☆	1
20/7/8	厚	農薬 クロキンセットメキシル☆、クロジナホッププロパルギル☆、テトラコナゾール☆	3
20/7/8	厚	ビスフェノールAがヒトの健康に与える影響について※	1
20/8/18	厚	農薬 ダイアジノン	1
20/9/5	厚	器具・容器包装 カドミウム、鉛	2
20/9/9	厚	農薬 プロバクロール☆	1
21/1/20	厚	農薬 フラメピル<一部☆>	4
21/2/2	厚	遺伝子組換え食品等 NIA1718 株を利用して生産されたインベルターゼ	1
21/2/3	厚	農薬/動薬 ホキシム☆	2
21/2/9	厚	農薬 エチオン☆、オキシデメトンメチル☆、カルボフラン☆、ジクロラン☆、ジノカップ☆、フェンプロピモルフ☆、ベナラキシル☆、ホレート☆	8
21/2/23	厚・農	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート及びアセト乳酸合成酵素阻害剤耐性トウモロコシ DP-098140-6(食品・飼料)	2
21/3/10	厚	動薬 セファゾリン☆、ダノフロキサシン☆、ナナフロシン☆、ピランテル☆	4
21/3/10	厚	飼料添加物(抗菌性物質) ビコザマイシン☆	1
21/3/19	-	オクラトキシンA◎、食品中のヒ素◎	2
21/3/24	厚	農薬 メコナゾール、トリフルラリン<一部☆>、パラチオンメチル☆、フェナミホス☆	5
21/3/24	厚	動薬 アザペロン☆	2
21/3/24	厚	農薬/動薬 ジクロルボス及びナレド☆	2

注:※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
21/6/9	厚	農薬 フェントエート<一部☆>	2
21/10/6	厚・農	遺伝子組換え食品等 イミダゾリノン系除草剤耐性ダイズ BPS-CV127-9(食品・飼料)	2
21/10/27	厚	農薬 トリシクラゾール<一部☆>	2
21/11/20	厚	農薬 エタボキサム	1
21/11/20	厚・農	動薬 ビルビン酸メチルを有効成分とするフグ目魚類の外部寄生虫駆除剤(マリンディップ)	2
21/11/20	農	動物用医薬品 ツラスロマイシンを有効成分とする豚の注射剤(ドラクシン)	1
21/12/1	厚・農	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性ワタ COT102 系統	2
21/12/14	厚	農薬 キャプタン、フラザスルフロン☆	2
21/12/14	厚	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)、フタル酸ジブチル(DBP)、フタル酸ベンジルブチル(BBP)、フタル酸ジイソノニル(DINP)、フタル酸ジイソデシル(DIDP)、フタル酸ジオクチル(DNOP)	6
22/1/5	厚	遺伝子組換え食品等 <i>Aspergillus oryzae</i> MT2181 株を利用して生産されたキシラナーゼ■	1
22/1/25	厚	農薬 、イミノクタジン<一部☆>■、シクロプロトリン<一部☆>■、スピロジクロフェン<一部☆>■	6
22/2/16	厚	農薬 グリホサート<一部☆>■	2
22/2/16	厚	動薬 トルフェナム酸☆、プロペタンホス☆	2
22/2/16	厚	動薬 クロキサシリン☆、ジョサマイシン☆、チアムリン☆ (全て抗菌性物質のため担当は肥・飼料専門調査会)	3
22/2/16	厚	動薬及び飼料添加物 フラボフォスフォリポール☆(飼料添加物と共通の動薬のため担当は肥・飼料専門調査会)	1
22/2/15	消	特定保健用食品 ピュアカム葉酸※■、ピュアカム葉酸 MV※■、まめちから大豆ペプチドしょうゆ※■	3

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。

◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会ですら評価を行うことを決定した日である。※印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件である。

■印は企業申請案件である(平成 22 年 1 月 1 日以降委員会において説明したもののみ)

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
22/2/16	厚	対象外物質 アスタキサンチン☆、アスパラギン☆、β-アポ-8'-カロチン酸エチルエステル☆、アラニン☆、アルギニン☆、イノシトール☆、カルシフェロール☆、β-カロテン☆、クエン酸☆、グリシン☆、グルタミン☆、コバラミン☆、コリン☆＜農薬用途もあり＞、酒石酸☆、セリン☆、チアミン☆、チロシン☆、トウガラシ色素☆、トコフェロール☆、ナアシン☆、乳酸☆＜農薬用途もあり＞、パリン☆、パントテン酸☆、ビオチン☆、ヒスチジン☆、ピリドキシン☆、マリーゴールド色素☆、メチオニン☆、メナジオン☆、葉酸☆、リボフラビン☆、レチノール☆、ロイシン☆	35
22/2/23	厚	農薬 2,4-D☆	1
22/3/1	厚	農薬 ピリミカーブ☆、フルロキシピル☆、ホスメット☆	3
22/3/18	-	アルミニウム◎、トランス脂肪酸◎	2
22/3/23	厚	農薬 ジフルフェニカン☆、ピラズスルフロンエチル☆、プロピザミド☆、ベンジルアデニン(ベンジルアミノプリンをいう)☆、ベンタゾン☆	5
22/3/23	厚	動薬 アブラマイシン☆、フルメキン☆(全て抗菌性物質のため担当は肥・飼料専門調査会)	2
22/3/23	厚	動薬及び飼料添加物 モランテル☆(抗菌性物質のため担当は肥・飼料専門調査会)	2
22/4/6	厚	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性ワタ COT67B 系統■	1
22/4/6	農	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性ワタ COT67B 系統(飼料)■	1
22/4/16	厚	農薬 フルトリアホール＜一部☆＞■	2
22/5/10	厚	添加物及び農薬 ピリメタニル＜一部☆＞■	3
22/5/11	厚	農薬 γ-BHC(リンデン)☆、クロルデン☆、ヘプタクロル☆	3
22/5/28	厚	農薬 フルフェナセツ■	2
22/6/15	厚	添加物 3-エチルピリジン	1
22/6/18	厚	農薬 エトフメセート■、テブフロキン■	2
22/6/22	農	農薬 2, 4-D☆、グリホサート☆、トリシクラゾール☆、ベンタゾン☆(全て飼)	4
22/7/5	厚 農	遺伝子組換え食品等 アリルオキシアルカノエート系除草剤耐性トウモロコシ 40278 系統(食品・飼料)■	2

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。

◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会ですら評価を行うことを決定した日である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。

■印は企業申請案件である(平成 22 年 1 月 1 日以降委員会において説明したもののみ)

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
22/8/12	厚	農薬 クレソキシムメチル＜一部☆＞■、チフルザミド、ピリダリル、フルチアニル■、プロベナゾール＜一部☆＞、ハロキシホップ☆、メビンホス☆、ジカンバ＜一部☆＞■	11
22/8/13	農	農薬 ジカンバ(飼)＜一部☆＞■	2
22/9/13	厚	農薬 サフルフェナシル■、シプロジニル＜一部☆＞、ビキサフェン■、フェンピラザミン■、メタラキシル及びメフェノキサム、クロマゾン☆、テトラジホン☆、トリクロピル☆、フェノチオカルブ☆、ベンゾフェナップ☆、メパニピリウム☆	12
22/9/27	厚	農薬 キノクラミン＜一部☆＞、ジクロベニル＜一部☆＞、ジフェノコナゾール＜一部☆＞■、トリフルミゾール＜一部☆＞、DCIP☆、エトキシスルフロン☆、酸化フェンブタスズ☆	11
22/9/27	厚	農薬及び動薬 フェニトロチオン、フェノブカルブ	4
22/10/15	消	特定保健用食品 大人ダカラ※■	1
22/10/29	厚	添加物 <i>trans</i> -2-ペンテナール	1
22/11/1	厚	遺伝子組換え食品等 BR151 (pUAQ2)株を利用して生産された 6- α -グルカノトランスフェラーゼ■	1
22/11/12	厚	農薬 シアゾファミド■、シエノピラフェン■、シフルフェナミド■、チアクロプリド＜一部☆＞■、ファモキサドン＜一部☆＞■、イマザリル☆、ジフルフェンゾピル☆、ジメチピン☆、テルブホス☆、トリアスルフロン☆、パラチオン☆、ピリミジフェン☆、ピンクロゾリン☆、プロピコナゾール☆、ホセチル☆、モノクロトホス☆	18
22/11/15	農	農薬 テルブホス(飼)☆	1
22/11/29	農	遺伝子組換え食品等 <i>E.coli</i> 組換え体利用による飼料添加物塩酸 L-リジン■	1

注：☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。

◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会ですら評価を行うことを決定した日である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。

■印は企業申請案件である(平成 22 年 1 月 1 日以降委員会において説明したもののみ)

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象
22/12/10	厚	農薬 ミクロブタニル■、メタゾスルフロン■、アルドリノ及びディルドリン☆、キザロホップエチル☆ 4
22/12/10	厚	農薬及び動薬 フルバリネート<一部☆>■、クロルフェンビンホス☆、ジフルベンズロン☆ 8
22/12/10	厚 農	農薬及び動薬 チアベンダゾール☆<一部(飼)>、メトプレニ☆<一部(飼)> 6
22/12/10	農	肥料 「熔成汚泥灰けい酸りん肥」の公定規格の設定、「熔成けい酸りん肥」の公定規格の変更、「化成肥料」の公定規格の変更 3
22/12/13	厚	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11 系統とチョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR162 系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21 系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種(スイートコーン)■ 1
22/12/14	厚	かび毒 アフラトキシンM ₁ 1
22/12/14	農	かび毒 アフラトキシンB ₁ (飼料中) 1
23/1/17	農	農薬 アセフェート☆、グルホシネート☆、フェンチオン☆、ペンディメタリン☆<全て飼> 4
23/1/24	厚	農薬 スピロテトラマト■、シモキサニル<一部☆>■、テブフェンピラド<一部☆>■、フェンピロキシメート<一部☆>■、プロシミドン<一部☆>■、ホサロン<一部☆>■、テブラロキシジム☆、ペンコナゾール☆ 13
23/1/24	厚	動薬 クロラムフェニコール☆、ゲンタマイシン☆、スピラマイシン☆、セフロキシム☆<全て抗菌性物質のため担当は肥・飼料専門調査会>、フルニキシノ 5
23/2/10	厚	農薬 クロルフェナピル■、テブコナゾール■、メキシフェノジド■、1-ナフタレン酢酸■、カルボスルファン<一部☆>、ベンフラカルブ<一部☆>■、エンドスルファン☆、クロリムロンエチル☆、クロルタールジメチル☆、デスメディファム☆ 12
23/2/10	厚	農薬及び動物用医薬品 フィプロニル☆ 2
23/2/14	農	農薬 フィプロニル(飼)<一部☆> 2
23/2/22	厚・農	遺伝子組換え食品等 除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタ HB119 系統(食品・飼料)■、除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタ T304-40 系統(食品・飼料)■ 4
23/2/28	厚	添加物 アンモニウムイソバレレート 1
23/3/20	厚	食品衛生法に基づき放射性物質について指標値を定めること 1

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

#印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
23/3/25	厚	農薬 シメコナゾール■、シラフルオフエン■、ピラフルフェンエチル■、プロピザミド■、メタフルミゾン■、レピメクチン■、キノメチオナート■〈一部☆〉、エタメツルフロンメチル☆、ジスルホトン☆、プロバジン☆、ブロモキシニル☆、マラチオン☆	13
23/3/25	厚	動薬 ジミナゼン☆	1
23/3/31	－	加熱時に生じるアクリルアミド◎	1
23/4/19	厚	添加物 β-apo-8'-カロテナール、カルミン、硫酸カリウム	3
23/4/25	農	農薬 ブロモキシニル(飼料)☆、マラチオン(飼料)☆	2
23/4/26	厚	添加物 カンタキサンチン、酸性リン酸アルミニウムナトリウム、酢酸カルシウム、酸化カルシウム、クエン酸三エチル、イソプロパール	6
23/5/10	厚・農	動物用医薬品 ラクトフェリンを有効成分とする牛の乳房注入剤(マストラック)■、アセトアミノフェンを有効成分とする豚の経口投与剤(ピレキシシン10%)■	4
23/6/10	厚	農薬 エスプロカルブ■、クロチアニジン■、チアメトキサム■、ノバルロン■、フェリムゾン■、フルオピラム■、プロスルホカルブ■、プロピコナゾール■、ペンチオピラド■、イソキサチオン〈一部☆〉、イソウロン☆、フェナリモル☆	13
23/6/14	厚	遺伝子組換え食品等 乾燥耐性トウモロコシ MON87460 系統×チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統×除草剤グリホサート耐性×コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON88017 系統の全ての品種(食品)■、乾燥耐性トウモロコシ MON87460 系統×チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統×除草剤グリホサート耐性トウモロコシ NK603 系統の全ての品種(食品)■、チョウ目害虫抵抗性×除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ 1507 系統×コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604 系統×除草剤グリホサート耐性トウモロコシ NK603 系統の全ての品種(食品)■、DP-No.1 株を利用して生産されたアスパルテム■、GLU-No.4 株を利用して生産された L-グルタミン酸ナトリウム■	5
23/6/24	消	特定保健用食品 サラシア100■	1
23/7/5	農	飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令に基づく組換えDNA技術によって得られた生物を含む飼料について安全性の確保に支障がないものとして基準を定めることについて	1

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

#印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)

Ⅱ 専門調査会における審議結果(案)について意見募集を行っているもの

募集期間	対象となる審議結果(案)	
20/6/26～7/25	農薬 フルアジナム＜一部☆＞★	2
21/3/26～4/24	コリンエステラーゼ阻害作用を有する農薬の安全性評価のあり方について★	
21/6/25～7/24	農薬 アルジカルブ☆、アルドキシカルブ☆★	2
23/3/31～4/29	農薬 アラクロール＜一部☆＞、ブタクロール★	3
23/6/9～7/8	遺伝子組換え食品等 LYS-No.1F 株を利用して生産された塩酸L-リジン■	1

注1: ★の案件についての意見募集は終了している。

注2: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成23年度)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
23/4/7	厚	動薬 プリフィニウム☆	1
23/4/7	厚 農	動薬 マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症・マイコプラズマ・シノビエ感染症混合生ワクチン(ノビリス MGMS) ■	1
23/4/21	厚	添加物 <i>trans</i> -2-メチル-2-ブテナール	1
23/4/21	厚	農薬 フェンブコナゾール■、フルオピコリド、ペノキスラム■	3
23/4/21	厚	遺伝子組換え食品等 乾燥耐性トウモロコシ MON87460 系統(食品) ■	1
23/4/21	消	新開発食品 リプレS※■	1
23/4/28	農	遺伝子組換え食品等 乾燥耐性トウモロコシ MON87460 系統(飼料) ■	1
23/5/12	農	肥料 普通肥料に特殊肥料を配合し、造粒又は成形をしたものの公定規格の設定、特殊肥料を追加する公定規格の変更、混合汚泥複合肥料の汚泥発酵肥料の使用限量を引き上げる公定規格の変更	3
23/5/12	農	プリオン 輸入が認められる骨炭の用途に浄水ろ過材用を追加	1
23/5/12	厚	添加物 (3-アミノ-3-カルボキシプロピル)ジメチルスルホニウム塩化物	1
23/5/12	厚	農薬 ビリベンカルブ	1
23/5/19	厚	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性ダイズ MON87701 系統と除草剤グリホサート耐性ダイズ MON89788 系統を掛け合わせた品種 ■	1
23/6/2	厚	農薬 クロルピリホス、ピラクロニル ■、シクラニド☆	3
23/6/9	厚	農薬 アセタミプリド ■	1
23/6/9	厚	飼料添加物(抗菌性物質)アビラマイシン☆	1
23/6/16	厚	農薬 ビフェントリン■、クロラントラニプロール■、トリフロキシストロビン■、MCPA■〈一部☆〉	5
23/6/23	厚	農薬 フルフェノクスロン■、メタアルデヒド■	2
23/6/30	厚	農薬 スピロメシフェン■、フルジオキシニル■、ピリダベン〈一部☆〉 ■	4
23/6/30	厚	農薬及び添加物 フルジオキシニル※	2
23/6/30	厚	農薬及び動物用医薬品 オキシリニック酸■	2
23/6/30	厚	遺伝子組換え食品等 pCol 株を利用して生産されたプロテアーゼ ■	1
23/6/30	消	特定保健用食品 トリグリティー※■、ミドルケア粉末スティック※■	2

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。
 ＊印は耐性菌に関する評価を除く。＃印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。
 ※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である。□印は、厚生労働省からの評価要請のあった「食品衛生法に基づき放射性物質について指標値を定めること」に関して、緊急時の対応として検討結果を取りまとめたものであり、今後も継続して食品健康影響評価を行う。

Ⅳ その他

通知日	通知先	件 名
16/1/30	厚 農 環	遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準 遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方
16/3/18	農	普通肥料の公定規格に関する食品健康影響評価の考え方
16/3/25	厚農環	遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準
16/5/6	厚農環	遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方
16/8/5	厚 農	特定保健用食品の安全性評価に関する基本的考え方
16/9/30	農	家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する 評価指針
17/4/28	厚農環	遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高 度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方
18/6/29	厚 農	暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順
19/9/13	厚 農	食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針(暫定版)
20/6/26	厚農環	遺伝子組換え食品(微生物)の安全性評価基準
22/5/27	厚	添加物に関する食品健康影響評価指針